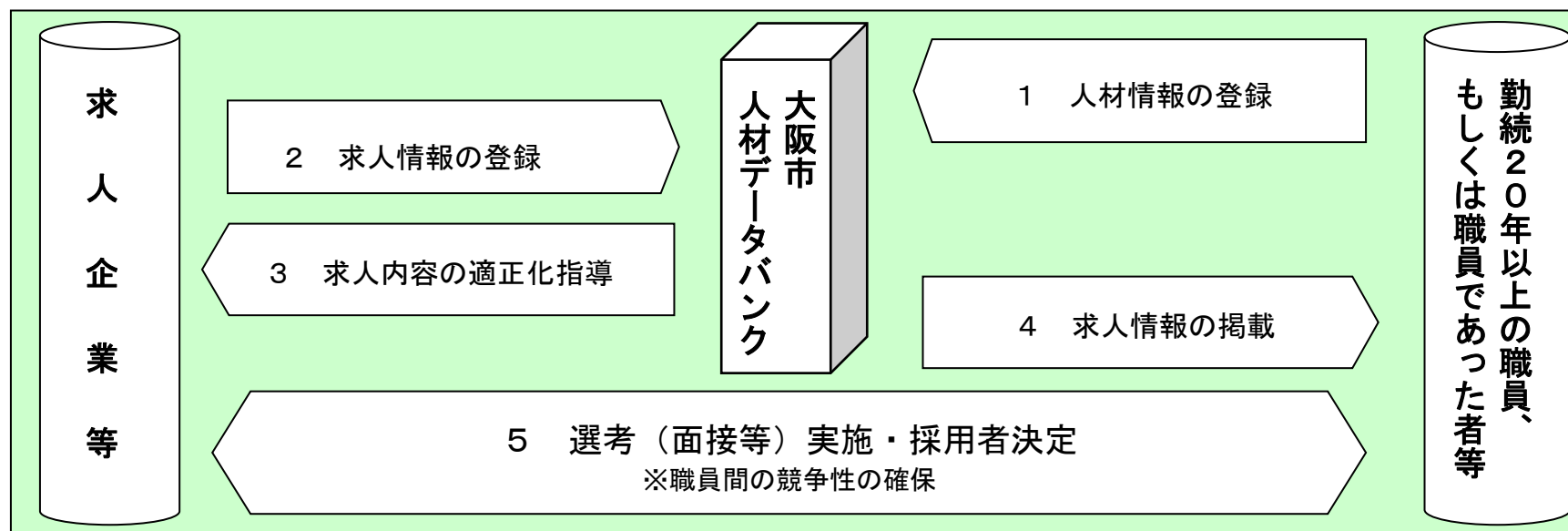


大阪市人材データバンク制度（手続きフロー図）



設置趣旨

公正で透明性の高い再就職手続きを確保することを目的とする。

※人材データバンク制度は、退職予定者及び退職者（以下「退職予定者等」という。）に再就職先をあっせんするものではありません。

また、求人企業等に対して退職予定者等をあっせんするものでもありません。

対象者

- ・ 勤続 20 年以上の職員及びOB嘱託職員
- ・ 大阪市職員基本条例第 38 条第 6 項の規定により分限免職される者
- ・ 大阪市職員基本条例第 47 条第 5 項の規定に基づき人材データバンク制度を利用しようとする勤続 20 年以上の職員であった者

手続きの概要

【人材情報の一元管理】

→人材データバンクから情報提供を受けて就職することを希望する退職予定者等は、人材データバンクに人材情報を登録する。

（手続きフロー図 1）

【求人情報の一元管理】

→大阪市の退職予定者等を採用する意向のある民間企業、外郭団体等（法人の規模や種別は問わない）は、人材データバンクに求人情報を登録する。（手続きフロー図 2）

【採用までの事務手続】

【資料１】

→退職予定者等は、庁内ネット又はメール配信情報に掲載された求人情報を閲覧、選考（面接等）を希望する求人企業等を選定し、申し込み手続きを行う。求人企業等は主体的に選考を行い、採用者を決定する。（手続きフロー図４・５）